

更正の請求

申告納付の税目（法人市民税、事業所税等）の申告書を提出した後に、その申告した税額等が過大であったことなどを発見したときには、法定納期限から5年以内に限り更正の請求をすることができます。

ただし、特定の場合は、期間経過後においても、その理由が生じた日の翌日から起算して2か月以内に更正の請求をすることができます。

市税に不服があるとき

市税に関して、ご不明な点がございましたら、お住まいの区又は資産の所在する区を担当する市税事務所・市税分室へご相談ください。

また、ご相談いただいても、なおご不明な点が解消されず、不服がある場合で、一定の要件に該当するときは、次のとおり、審査請求や審査の申出をすることができます。

■審査請求

請求事項	賦課決定処分の取消し、滞納処分の取消しなど
対象者	賦課決定、滞納処分を受けた方など
審査機関	川崎市長
請求期間	賦課決定、滞納処分があったことを知った日（納税通知書や差押調書（謄本）を受け取った日）の翌日から起算して3か月以内など

■審査の申出

申出事項	固定資産課税台帳に登録された土地、家屋、償却資産の価格に対する不服 ^{*1 *2}
対象者	固定資産税の納税者
審査機関	川崎市固定資産評価審査委員会
申出期間	原則として、納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内

*1 土地、家屋の価格に対する審査の申出は、原則として3年に一度の基準年度にのみすることができます。ただし、基準年度以外の第二年度及び第三年度であっても、地目の変換、土地の分合筆、地価の下落、家屋の新築や増改築などがあり、価格の決定又は修正があった場合、又はそれらの事由による価格の決定又は修正を求める場合は、審査の申出をすることができます。

*2 価格以外の事項（住宅用地の特例や新築住宅減額の適川など）は、審査請求の対象となります。

市税の手続におけるマイナンバー制度



マイナンバー

マイナンバー制度は、行政の効率性を高め、利便性の高い公平・公正な社会を実現するための制度です。市税の手続において用いられる申告書等の税務関係書類のうち、地方税法等に定めがあるものには、個人番号・法人番号の記入欄が設けられました。番号の記入欄があるこれら税務関係書類を提出する場合は、提出をされる方や一定の方に係る個人番号・法人番号の記載が必要となります。

■番号の記入欄がある税務関係書類の例

個人市民税の「市民税・県民税申告書」、法人市民税の「法人市民税申告書」、固定資産税の「償却資産申告書」、その他の各種申請書・届出書等

■個人番号（マイナンバー）とは

個人番号は12桁の番号で、住民票を有するすべての方に指定・通知がされ、利用範囲は法律や条例に規定された社会保障、税及び災害対策に関する事務等に限定されています。

■利用目的

地方税に関する事務では、次の目的のためにマイナンバーを利用しています。

- ・ネットワークシステムを通じた情報の取得【公平・公正な課税】
所得情報等の課税事務のために必要な情報を、専用のネットワークシステムを通じて、より確実に取得することができます。
- ・ネットワークシステムを通じた情報の提供【納税者の利便性の向上】
所得証明書の添付が必要な社会保障分野の各種手続において、他市町村等からの提供の求めに応じ、専用のネットワークシステムを通じて税務部局から所得情報等を提供することにより、所得証明書の添付を省略できる場合があります。
- ・マイナンバーを用いた情報の名寄せ【公平・公正な課税、事務の効率化】
マイナンバーを用いることにより、会社や個人から提出される課税に関する複数の情報を、より迅速かつ確実に結びつけることができます。

■本人確認の実施

個人番号の提供を受ける場合は、いわゆる「なりすまし」を防止するために、本人確認（個人番号の確認と身元確認）を行う必要があります。個人番号が記載された税務関係書類を提出される場合は、マイナンバーカード（個人番号カード）や通知カード*・身分証等をご用意いただくようお願いします。

*「通知カード」の新規発行等の手続は、令和2年5月25日に廃止されましたが、通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合は、引き続きマイナンバーを証明する書類として使用できます。

■情報連携

マイナンバーカード制度における「情報連携」とは、各種手続の際に市民の皆様が行政機関等に提出する書類を省略すること等を目的として、異なる行政機関等の間で専用のネットワークシステムを用いた個人情報のやり取りを行うことです。

税の分野においては、情報連携により課税情報を行政機関等の間で直接やり取りすることで、課税情報を利用する各種事務の申請手続等の際に求められていた市民税・県民税の課税額証明書等の取得・提出を省略できる場合があります。

情報連携に伴い証明書の省略が可能となる申請手続等につきましては、課税情報を利用する各種事務の担当部署に個別にお問い合わせください。

■法人番号とは

法人番号は13桁の番号で、設立登記法人等に指定・通知がされます（支店・事業所等や個人事業者には指定されません。）。法人番号は、個人番号とは異なり、どなたでも自由に利用することができます。